阿蘭陀國條約並稅則

全

防疫業跑圈條約
稅則

阪
且
國
ヘン
玄
紅

榮
高
王
デリツキ
蕃
の

國
慶
院
ルエス
代
書
の

王
く
コミサー
公
記
部
を

高
せ
リスメ
一
官
後
書

貴
ん
ーストル
日
公
沙
と

の
事
ヤン
本
一
使
照

國
を
大
双
汰
を

大
欲
使
方
書
下

日
院
公
委
岩
文

王
し
ノ
ノ
淑
の

と
て
ノ
ノ
把
條

日
院
ノ
ノ
握
を

本
の
ノ
ノ
沙
と

大
榮
ノ
ノ
汰
合

使
院
ノ
ノ
書
議

書
コ
ノ
ノ
ス
定

日
ノ
ノ
ノ
ル
ノ
ノ
ノ

第一條

両国政府ハ各国ニ於ケルデプロマチー
及コンシュラルエージェントヲ
任シ又ハ条約書ヲ載スル
日本ノ各港ノ内ニ居留スルコンシュラルアゲ
レト等ヲ但シ
アゲントト等ヲコンシュラール職務ヲ
日本ノ内地ヲ旅行スル免許ヲ

日本政府ハ印藥院都府ニ
を往しむ又印藥院ほの各港
の内ニ居留する
及ひ貿易を営む
政事小
國ニ到着の日より其ほの
第二條
長崎
箱館の港の外
次ニ
場所

新潟ヨリ兵庫　明治五年七月ノ振リ　西洋紀元千八百五十九年
七月廿日

神奈川　午五月ヨリ九月ノ振リ

兵庫　明治五十二年

公外西海岸ヨリ一港ヲ除ク　千八百六十年
一月一日

ノ振リ　千八百六十一年
一月一日

神奈川港ヨリ箱館ヲ除ク外西海岸ヨリ一港ヲ除ク　千八百六十二年
一月一日

江達ヨリ

神奈川港ヨリ箱館ヲ除ク外西海岸ヨリ一港ヲ除ク　千八百六十二年
一月一日

代筆條の閉に載るる各地と雖ども本當の着ハ一並の地と變ふる事なく依然と旧の業院人ハ居留を許さるゝ始なり且絶交會庫と違拘留を免ふるの害の場合を取違ふる事なく速に許さるゝ事と成るべし

なるべく時日を經過まで新藥改造施補なる事を免すべき事

下

阪薬跑人達拘の為に結り特ち一番の場所が港の波止場
定則、名港コンシェルと誠意をもつて居
誠意しうる処付きまで件と阪薬跑をプロマチーキ
アゲントとする日本政府に示して変更せしむる
居留場の周圍に門墻を設けすお入自在にして
阪薬跑人日本治或ハ日本衛兵を置かしめ

阿蒙陀人日本滞留ノ義ニ付テハ
兼テ之ニ於テ港内ニ於テ日本人ヲ
居留ノ阿蘭陀役人ニ其意ヲ
日本政府ヨリ人ヲ撰ヒ
学ヒ
一

大坂

第

年六月ヨリ元字二ヶ月ノ渡リ

同元年十二ヶ月ノ渡リ

右二ヶ条ヲ阿蒙陀人ニ高麦ヲ高直ニ買ヒ

千八百六十年一月一日

千八百六十一年一月一日

千八百六十二年

日

多数ノ人ヲ要スル仕事ノ時ハ、
ソノ請負人ハ、
規程ニ従ヒ、
必ズ一区ノ場所ニ於テ、
公告ヲナスベシ。
双方ノ申込人ニ於テ、
公告ヲ為シタル官署ノ指定シタル日時ニ、
入札ヲナスベシ。
官署ハ入札ノ結果ヲ、
双方ノ申込人ニ通知スベシ。
阿蘭陀人ハ、
日本役人ノ指揮ニ従ヒ、
荷物ヲ運搬スル事。

ラムに妨げなき以前條約の範圍
日本國内
軍用の
五の
日本の
船舶
日本
日本の
八無

日本産すゝ和の銅版等の
公けの入札を以て
渡すこと

五百の所業流人日本の綾民を雇ひ用ゐ
事を許すこと

第三條

結ぶ米北ハ輸入輸出の
ハ別冊の通日本汉米

運上を納むべし

同本の運上を中止の後は運上取立て為さ
付き
ざる
ざる前の主家に
還付せざる時は元より運上を納むべき
廃止
の輸入を厳禁

拘渡らざる
輸入の差
輸送すべき
租稅の高と減ずる
ことを
第三條
外國の
金銀貨幣を
金銀貨幣同種類の
同量を

外國の諸貨幣を日本貨幣同種類の
通用すべし（今金銀と量目を
双方の國人互に不拘の代料を拂ひ比較せんことを
幣を用ゐる事妨なし
日本人外國の貨幣に換ふるを
外國各港の役所より日本の貨幣を
外國引替證渡すべし日本諸貨幣ハ（銅錢を
事を許さず外國の金銀
貨幣小搏

一　阿葉跑人ニ對シ法ヲ犯セル日本人ハ日本人ニ對シ法ヲ犯セル場合ニ準ジ日本ノ法度ニ從ヒ罰ス

一　日本人ニ對シ法ヲ犯セル阿葉跑人ヲ阿葉跑コンシユル裁判ニ附スルトキハ阿葉跑ノ法度ニ從ヒ罰ス

一　上阿葉跑ニ於テ日本人ニ對シ法ヲ犯セル阿葉跑コンシユル裁判所ハ日本裁判所ト双方ノ通牒

第六條

本條ハ領事ノ職務ニ關スル事ヲ規定シタルモノニシテ領事ハ其ノ駐在國ニ於テ左ノ事務ヲ取扱フヘシ

一　日本國ノ臣民ニ對シ其ノ權利ヲ保護シ及ヒ其ノ利益ヲ增進スル事

二　日本國ノ臣民ト駐在國ノ臣民又ハ第三國ノ臣民トノ間ニ起リタル民事ノ爭訟ニ關シ和解ヲ勸メ又ハ仲裁人ヲ選定シ若シ其ノ爭訟ニ關シ裁判所ニ訴ヘ出ツルトキハ其ノ裁判所ニ對シ自己ノ名ヲ以テ又ハ其ノ臣民ノ名ヲ以テ其ノ臣民ノ爲メ代理ヲ爲ス事

三　日本國ノ臣民ト駐在國ノ臣民又ハ第三國ノ臣民トノ間ニ起リタル刑事ノ事件ニ關シ

日本寄港の場合の如し

神奈川　六ケ川筋を限りとす　此筋方へ九十里

箱館　　名古屋へ九十里

兵庫　　京都を距る事十里の地にて業務人会合
　　差除き名古屋へ十里回漕方来る船
　　松名川より海湾此の川筋と殺へうる

故に　　なるべく多く運漕数ヶ港開かる

陸路の程度なり

長崎ノ寺社茶店体息所ノ外ニ
到ルマデ
所々跨人童立タル悪事ヲナスモノ数許ヲ
分チ捕縛ス
場所ヨリ一里外ニ出ル事
不ヨリ國地退去ノ事ヲ

二九に達すべし

一 者も亦た締約会者事務に関し
退去の命令に服従せざるの外国人
時々各一名を期限を定めて一ヶ年を越えざる
第七條
日本に在る諸外国人民は其居留場の内に於ては
治外法権を有し
犯罪を障りなき

建物を破壊し又は
之を使用し若しくは又は
事なく
神社佛像を毀
双方の
阿葉跛コンシュルの領に於て出来

の場より逃去ル者ヲ追捕スル者ト雖
罪人を獄ニ繋ク事ヲ掌ル官人ハ不法ヲ
ある所業泥人ハ不法ヲ戒メ規則ヲ違守セシムル
なためにコンシエルヂュ獄ヲ置キ
莫第ニ款ク日本の獄ハ獄ニ繋ケタル者の雑費
ヲ都ク所業泥コンシエルヂュ獄ニ繋ケタル者ノ雑費

第九條

此條約ノ別冊ハ本書同樣双方ノ
全權委員ニ於テ記名調印セリ
右ハ日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下ノ
各許可ヲ經タル此書面ヲ載セ事ヲ明ニ
證スル爲メ玆ニ記名調印ス

安政三年乙卯十二月廿六日　千八百五十六年
一月二十日　長崎ニ於テ

取換ヲ了セル條約ノ内容ヲ存セラレ存シ居ル事ヲ

八月廿九日 千八百六十七年
約書 十月十六日
日本皇帝陛下と大條約中に悉く
デプロマチーキアゲントと大條約の
條々全国を施せむるために
等諸判を遂くる事
第十條

今より九百六十九ヶ月の後（明千八百七十二年七月四日）小満る
の存意を以て双方政府
此條約長く満條約の内存し一ヶ年前より一通
書に添ふる別冊ふ双方委任の役人実験乃
上疾判定を補ひ或ハ改るものを添ふ
第十二條
右條約の証、来未年六月五日（明千八百七十九年七月四日）

批約ヲ一ノ
ト本書ヲ
子細有ル
條約ノ
本條約
一一七ケ
印藥院

大君の御名と奥印を署し高友の署名を記し
印を調して後ち
彰乃如く安政二年戊午七月十四日
江戸府に於て諾判治定せり仍て後授こゝに
前に記しつゝ毎年の役人等名を記し調印す

永井玄蕃頭押

昌、部豊後守同

岩瀬肥後守同

税則

日本國ヨリ朝鮮國ヘ航海ノ程

第一則

日本國安藝國廣港ノ場所ヨリ朝鮮國釜山浦ノ港ヘ朝鮮國高船入津ノ定數二十艘ノ内日本國ヨリ渡海ノ朝鮮國ノ船又ハ朝鮮國ヨリ日本國ヘ渡海ノ日本國ノ船ニ乘組ノ者ハ朝鮮國ノ官吏ヨリ日本國ノ官吏ヘ渡ス可キ書契ヲ持參セサル

の書類を所業跡ニシテル（訴ケタル者ともも船の
同じくも船の名出書を生ともて
見をて縁の船の名
吸教船同盛八跡をも船の仕書
該人の船の名 京組の者たる一般乃至組人教を絶
そのもの名 付ら
同盛八跡を書遠ともの要書ニ絶教をして

為人の名前と徳入たるものなり

又用附の船人の名前と徳入たるものなり

是は八重船の荷物の積荷の書を没収し

之を遊女屋の帳面と照合し

名前と徳入たるものなり

船中用意の品物の帳面の通相違なき旨を証明

仙台藩

又ハ証書の要書――ヲ署名
比証書の要書ニ署名
心附ヲ改メ又ハ証書ニ
限渡ヲ以テ書改ヲ
三十八ギユルデニ二十スチ
セレトノ品料ヲ用
桜商組合証書ノ中ニ載スル
陸揚ヲ

（廃棄）
但日曜日ヲ除ク 中止

第二則

日本政府より港内入港の船ニ軍艦を
の役人来組まず事若而ハ

奈組の着
投入船中
私中、同
ら以

為揚荷船
丹之同
取締

対

又ハ領印ヲ封ヲ破リ不
当ノ人為ニ百五十キユルデレノ弓料ヲ自
ラ
ニ
日本没収相当ノ品出
書ヲ出ス
戒ハ事ヲ深ク
知押日本没収ノ上
ノ物ノ中
ノ後ノ用緑
裁ス
取調ニ
収

納と減せんと仕組そ
下
同本の
細かる
せる為
徳永二十五百石
徳渡の
同本没

人名の法人用ハ相当の僕を出すへし」

内と表掛ケ荷物丈ケ紀元の通日本沒面運上ト納むへし」

税関ト同港内の他船ヘ移ス時ハ旧ノ沒人名の上

来状明白ナラサル時ハ税関ヨリ免状ヲ受ケ上ハ

所庁の検査ヲ厳禁スル為密商ノ運上ヲ又ヲ事ヲ

論ス事ヲ所庁一行毎ニ二十八ギュルデン二十五セント乃

品料と雖日本渡へ納むる
物ならざれば此法を用ひず

第三則

不拘と雖送り荷主又は
と陸揚地に於て荷受先の者より
渡世をなす者を
渡不仕出来候
仲間、荷主又は
書面の名前

船の名前の右の傍書者も校者の代料を徳む（一）

来れば徳む（一）

於くは此名生書者又は写主人徳む（一）

源とも書面ともの関字ある場合

限一巻の内書面ともの関字ある場合

形のやく校者の同源異生等の書誤同本没本の

出布書引合世候前用意
之通日本渡人右の通荷物
弐の通改也一若運上渡不江引上渡候事有之
附り除人の外人の外套を拂
拾ひ
取調方
取拂外附旨と異之一条

為自或ハ輸入人船舶の取扱海没取扱
さゝる為輸入の途中
又ハ輸出の途中
等の事ある時ハ
破壊
取扱
ハ
同
盟
者
ハ
之
ニ
関
シ
テ
ハ
運
上
没
取
ス
中
立
ヲ
守
ル
ヘ
キ
コ
ト
ヲ
約
ス
ル
ヲ
以
テ
ス
ル
ヲ
以
テ
ス
ル
ヲ
以
テ

若条書き添えるの
際約束之ら條の取扱の通
事故際ハつぐ訳
端運上納御の後運上後和
免許陸揚若うとも
船中ハそもそも者の形
輸出ハ輸送ハ

運上没収船名前札ヲ記セシ者出書ヲ出シ書面ノ通御
合番ニ而代料ヲ取立候後掛ニ而手形ヲ以出人等遣
遍ヲ除出人等遣
ル
運上没収船名前札ヲ記セシ者出書ヲ出シ書面ノ通御
上没収船ヘ名出海ノ上竊ニ船中ヘ入候者ハ
制ノ通改ノ上日本没収船ヘ名出海ノ上竊ニ船中ヘ入候者ハ

船中常用の糸又ハ麻細引
運上没収ニ処シ又ハ麻細引
出港ノ節多数ノ船ニテ
運上没収ニ処シ中ニ一ヶ所ニ
ヤモメ取扱ヒ勿論ノ
事ニ付日本没収ニ
船同又ハ

第八条　船舶ニ関スル法令ノ施行ニ関シ必要ナル細則ハ税関長之ヲ定ム

第九条　税関ハ船舶ノ取引ニ関シ必要ト認ムルトキハ船長ノ作成シタル積荷目録ノ外ニ仕出港又ハ運上港ニ於ケル積荷ノ明細ヲ記載シタル書類ヲ船長ニ提出セシムルコトヲ得

第十条　税関ハ船舶ノ仕出港運上港ノ変更及ヒ其ノ出港ノ遅延ニ関シ必要ト認ムルトキハ船長ニ其ノ事由ヲ報告セシムルコトヲ得

第十一条　税関ハ船舶ノ入港ニ関シ必要ト認ムルトキハ船長ニ其ノ航海ノ概略、船名、船種、船舶ノ国籍、船長ノ氏名、仕出港、積荷ノ種類及ヒ数量ヲ記載シタル書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第十二条　税関ハ船舶ノ入港ニ関シ必要ト認ムルトキハ船長ニ其ノ航海ノ概略、船名、船種、船舶ノ国籍、船長ノ氏名、仕出港、積荷ノ種類及ヒ数量ヲ記載シタル書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第十三条　税関ハ船舶ノ入港ニ関シ必要ト認ムルトキハ船長ニ其ノ航海ノ概略、船名、船種、船舶ノ国籍、船長ノ氏名、仕出港、積荷ノ種類及ヒ数量ヲ記載シタル書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第十四条　税関ハ船舶ノ入港ニ関シ必要ト認ムルトキハ船長ニ其ノ航海ノ概略、船名、船種、船舶ノ国籍、船長ノ氏名、仕出港、積荷ノ種類及ヒ数量ヲ記載シタル書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第十五条　税関ハ船舶ノ入港ニ関シ必要ト認ムルトキハ船長ニ其ノ航海ノ概略、船名、船種、船舶ノ国籍、船長ノ氏名、仕出港、積荷ノ種類及ヒ数量ヲ記載シタル書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第十六条　税関ハ船舶ノ入港ニ関シ必要ト認ムルトキハ船長ニ其ノ航海ノ概略、船名、船種、船舶ノ国籍、船長ノ氏名、仕出港、積荷ノ種類及ヒ数量ヲ記載シタル書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第十七条　税関ハ船舶ノ入港ニ関シ必要ト認ムルトキハ船長ニ其ノ航海ノ概略、船名、船種、船舶ノ国籍、船長ノ氏名、仕出港、積荷ノ種類及ヒ数量ヲ記載シタル書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第十八条　税関ハ船舶ノ入港ニ関シ必要ト認ムルトキハ船長ニ其ノ航海ノ概略、船名、船種、船舶ノ国籍、船長ノ氏名、仕出港、積荷ノ種類及ヒ数量ヲ記載シタル書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第十九条　税関ハ船舶ノ入港ニ関シ必要ト認ムルトキハ船長ニ其ノ航海ノ概略、船名、船種、船舶ノ国籍、船長ノ氏名、仕出港、積荷ノ種類及ヒ数量ヲ記載シタル書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第二十条　税関ハ船舶ノ入港ニ関シ必要ト認ムルトキハ船長ニ其ノ航海ノ概略、船名、船種、船舶ノ国籍、船長ノ氏名、仕出港、積荷ノ種類及ヒ数量ヲ記載シタル書類ヲ提出セシムルコトヲ得

…ヲ以テ…
税別ヲ…並ニ條約書中ニ…
…ナルヘキヲスクーチル。蒸気船ヲ…
…ナリ

第五則

日本ト…運上没収ノ規則ニ…ル場合ニ…
国旗ヲ出シ…並ニ税書ニ…
…ヲ記セ…
…ノ…
…ヲ…
…ヲ…
…ヲ

不二納ム

第六則

軟貨ハ日本着港ノ場合不足ノ際ハ

取立ヲ延ヘラルヘキ旨ノ通知ヲ

没取小納ム

老船ノ入港ヲ数フ

三十八ギュルデン二十五セント

老船ノ出港ヲ数フ

十七ギュルデン八十五セント

高船ヨリ

運上

第七則

三ギユルデン八十二セントヲ

三キユルデン八十二セントヲ

為メ支ヘノ免状ヲ有
スル外ノ者ヲ乗組
ニ用ヒ又ハ日本諸港ノ場所ニ陸揚スル品物ニハ左ノ
運上ヲ納ムヘシ

第二類

貨幣小遣ふ金銀
商用の為
家族等に高麗の為に
往来の為に書籍
に渡ふ
五名役人自用の
食家族等に書籍
共荷物の為に
運上

右の通り船の速き遅き緩急なく

貨二類

凡そ船の速き緩急或ハ船の装

用いるも亦縣漁奥の

陸渡食相の法數

パン并にパンの粉

生
石
家
紅
右の
第二類
[illegible]
[illegible]
[illegible]

今ゟ

右之通一切の酒類

并に類似之別名

元ゟ其儘に差置候分

の運上を納むへき

金銀貸借并に掛酒の外用を

已て

諸の運上

免許下

左ノ外ニ
特ニ川尻港ノ後五年ノ間ハ
従前ノ税則ヲ存スヘシ
入港出港ノ
永井玄蕃改印
器物洋銀何枚
品物何斤
右肥後ノ

安政六年
己未六月

芝神明前
岡田屋
嘉兵衛

日本橋通弐町目
須原屋
茂兵衛

馬喰町弐丁目
菊屋
幸三郎

日本橋通弐町目
須原屋
義兵衛

日本橋通弐町目
山城屋
佐兵衛

横山町三丁目
和泉屋金藏
芝宇田川町
和泉屋市兵衛
下谷池之端仲町
岡村屋庄助
本石町十軒店
播磨屋勝次郎
浅草茅町二丁目
須原屋伊八